

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

あんしんの匠 大日の出プランニング

TEL:042-442-3399
FAX:042-442-3397

TOPIC

ながらスマホの厳罰化

危険及ぼす場合は反則制度の適用除外で刑事罰も!!

道路交通法の改正に伴って、2019年12月1日から、車両運転中の「ながらスマホの厳罰化」がスタートしました。2018年中に携帯電話の使用等に伴う交通事故の発生件数が2,790件と過去5年間で約1.4倍に増加したことや、携帯電話などを使用中に運転者が起こした死亡事故の発生割合が未使用時に比べ約2.1倍と高くなつたことが背景にあります。



反則金や違反点数が法改正後は3倍、即時免停の可能性も！

運転中の携帯電話の使用や保持・注視などでは法改正前においては反則金が6,000円で違反点数が1点でしたが、法改正後は反則金が18,000円で違反点数が3点となり、法改正前の3倍となりました。

また、運転中の携帯電話の使用などによって交通の危険を及ぼした場合には法改正前では反則制度のもとで反則金が9,000円でしたが、法改正後は反則制度の適用が除外され、刑事罰の適用となります。これはながらスマホの厳罰化の真骨頂ともいえるとても厳しくなつたところです。さらに2点だった違反点数が法改正後は3倍の6点となり、即時免停と非常に厳しい法改正となつています。

「自分だけは大丈夫！」は間違い！ 高い携帯電話使用中の死亡事故発生率！

道路交通法の改正に伴つて「ながらスマホの厳罰化」が図られましたが、走行中の車両を見ると、運転者が携帯電話を使用しながら運転している場面はそれなりに見かけることがあります。かかるくる電話に反射的に出てしまつたり、ゲームに興じたいという思いに駆り立てられたりしているのでしょうか。

人には正常化バイアスが働き、「自分だけは大丈夫」と思考し行動してしまいます。しかし、携帯電話などを使用した場合に死亡事故発生率が高くなる

(一般社団法人 日本チームマネージメント協会より)

The poster features a large red 'No Phone' sign. To the right, a police officer waves his hand. Large text on the right side reads '厳罰化!!ながら運転! 前をみて!' (Severe punishment!! Driving while using a phone! Look ahead!). Below this, a smartphone displays a message: '運転中はスマートフォンは危険だよ' (Using a smartphone while driving is dangerous). At the bottom, it says '反則金適用がなくなり刑事罰が適用されます' (Fines are no longer applied; criminal penalties are applied). A table compares the old and new rules:

現行	保持 運転中の携帯電話の使用			交通の危険		
	罰則	反則金	違反点数	罰則	反則金	違反点数
5万円以下の罰金	6,000円(普通車)	1点	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金	9,000円(普通車)	2点	
厳罰化	6ヶ月または10万円以下の罰金	18,000円(変なことをすると実刑適用)	3点	1年または30万円以下の罰金	6点	

令和元年 2019年12月1日より施行開始

一般社団法人 日本チームマネージメント協会

ことを考えると、いつでも危険と隣り合わせであり、携帯電話などを使用しての運転はリスクとなることを自覚する必要があります。



「交通事故による刑(事)罰」とは？

います。交通事故で刑法が適用されるのは、基本的には悪質な運転による人身事故による場合です。

公的保険について知ろう!!

～遅らせると増える年金(繰下げ)の考え方！～

株式会社アセット・アドバンテージ 代表取締役 山中 伸枝

公的年金は原則65歳が「支給開始年齢」ですが、「受給開始年齢」は60歳から70歳の10年間でいつでもご自身で選ぶことができます。当面の老後資金に余裕があれば、受給開始年齢を繰り下げるのも一つの方法です。

■年金は1か月繰下げるごとに
0.7%増額、繰上げは0.5%減額！

よく年金は70歳まで受け取れなくなるのでは、などと誤解されている方もいますがこれはあくまでも自由選択です。70歳まで受け取れないのではなく、70歳まで据え置いても良いという意味です。

一方、65歳より遅く受け取ることを「繰下げ」と呼び、遅く受け取る分、1か月繰下げるごとに0.7%年金が増額されます。仮に100万円の年金を受取る予定の方が70歳から年金を繰下げて受け取ると142万円になり、この増額率は一生続きます。

年金の話になるとどうしても損得を考える方も多いのですが、早く受け取っても、遅く受け取ってもおおよそ75歳時点で受取総額が同じになり、100歳まで生きると70歳まで繰下げたケースが最も受取総額が多くなります。

■受給開始までの生活資金を用意して受給開始を遅らせる?!

老後の生活設計をするにあたり、70歳まで年金を繰下げるとキャッシュフローが改善する方が少なくありません。改善どころか、繰下げをすれば老齢年金の範囲で十分生活が可能になる方も結構いらっしゃいます。そのため、公的年金はできるだけ遅らして受給開始までの生活に必要な資金を具体的に用意する方法を考えた方が賢明です。

■ 繰下げ中でも
いろいろな選択肢がある！

「70歳まで繰下げて71歳で亡くなったら損ですよね」これもよくある質問ですが、その通りです。そもそも老齢年金は長生き保険ですから、ご長寿を不安なく過ごすためのお金だからです。それでも気になる方のために2つの選択肢をお伝えします。

例えば68歳で大きな病気をしたとする場合、次の選択肢が可能です。

〔選択肢 1〕

68歳から125.2%（0.7%×36か月）増額された年金の受給をスタートする。

〔選択肢2〕

過去3年分の未受給分を一括で受け取り、68歳からは増額されていないもともとの年金を終身で受け取る。

このように国の制度はさまざまな観点で配慮されています。受給方法やタイミングは自己判断するのではなく、年金事務所などでご自身の年金についてきちんと理解されると良いと思います。

■「ねんきん定期便」で繰下げた場合の年金受給額をチェックしよう！

もちろんご自身の年金額を知るには「ねんきん定期便」が必要です。例は50歳以上の方のねんきん定期便ですが、この右下の線で囲んだ部分が65歳からの年金見込み額ですから、この数字を使って、受取時期を遅らした場合の年金受給額を試算してみることをお勧めします。

50歳以上のねんきん定期便の例

合計 (c)		合算対象期間等 (d)	受給資格期間 ($a+b+c+d$)
月	月	月	月
にて見込額を計算しています)			
歳~		歳~	
		老健基礎年金	
		円	
老健厚生年金		老健厚生年金	
円	被保険者割引部分	円	被保険者割引部分
円	(被保険加算割引)	円	(被保険加算割引)
円	被保険者割引部分	円	被保険者割引部分
円	(被保険加算割引)	円	(被保険加算割引)
円	被保険者割引部分	円	被保険者割引部分
円	(被保険加算割引)	円	(被保険加算割引)
円	被保険者割引部分	円	被保険者割引部分
円	(被保険加算割引)	円	(被保険加算割引)
合算対象期間等 (d)		受給資格期間 ($a+b+c+d$)	
ください。			

繰り下げ

65歳 → 70歳

増額率 ⇒ 0.7% (月あたり)

受給開始年齢	受給率
66歳	108.4%
67歳	116.8%
68歳	125.2%
69歳	133.6%
70歳	142.0%



「ねんきん定期便」とは？ 日本年金機構が公的年金の保険料納付実績や将来受給できる年金額の見込みなど、年金に関わる情報を、国民年金・厚生年金保険の被保険者に毎年郵送する通知書です。

年次有給休暇は必ず取得させなければいけません！

働き方改革では、どのように休みを多く取るかも重要になっています。これからは、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手を付けていく改革を行い、余暇を楽しむことを会得していきたいものです。今回は余暇を楽しむための休暇の取り方について考えてみます。



●年次有給休暇の法律改正

日本人は休暇を惜しんでまで働く傾向がずっと続いてきました。こういった背景が今の日本を形成したと言っても過言ではないでしょう。しかし、その考え方も数年前から曲がり角に来ています。

2019年の労働基準法の改正によって、年間10日の年次有給休暇（以下「年休」）がある方は、1年間の中で5日間は必ず取得しなければならないと改正されました。

これまで、労働者が休む日を指定する方法だったものが、休みを取っていない方に対して事業主から休むように指定する、いわば双方向での取得体制になりました。この年休5日の取得義務は中小企業には非常に大きな問題となっています。人材が限られた中でも、5日間は休ませなければならないことが、事業主には大きな課題となってきています。

●「休むことにもそれぞれの意味がある！」

休みとひとと言でいっても、様々な形態（定義づけ）がありますので整理しておきます。

休憩	労働時間の途中に与えるもので、6時間を超えて労働させる場合は少なくとも45分、8時間を超えて労働させる場合は少なくとも1時間以上の休憩を与える
休日	元々労働義務が課せられていない日をいい、公休日や日曜日などが該当
休暇	元々労働日だった日を休みにして労働を免除される日をいい、年休や慶弔休暇などが該当
休職	一定期間働くことができなくなった場合（病気休職など）に、その該当する期間労働を免除される期間

●パートタイマーにも年休はある

よく、うちはパートタイマーだけなので年休という制度はないという事業主に出会うことがあります。お気持ちはわかるのですが、年休は労働者に与えられた権利ですので、短時間のパートタイマーでも同じことになります。ただ、労働日数や労働時間に応じて日数は少なくなります（比例付与制度）。仮に、就業規則にパートタイマー等に比例付与の定めをしていたならばその日数で付与することができますが、正社員の日数しか就業規則に記載していないときは、週3日勤務の職員がいたとしても正職員と同じ日数の有給休暇を与えることになってしまいますので、パートタイマーを採用している場合は注意が必要です。

●休ませられないではなく、休ませる対策を

人員が限られる中小企業では、年休の法律改正に追いつけないところも多くあります。しかし、人材不足の時代に人が集まる企業は、働くことや休むことを真剣に考え取り組んでいます。人が足りないから休ませることができないのではなく、休ませる方策を考えなければ罰則の適用になってしまこともありますので対応を考えてまいりましょう。



「違反した場合の罰金」とは？ 法律の改正により、年間5日の年休を取得しなかった場合、30万円未満の罰金が課せられることになりました。

横腹にある「腹斜筋」を鍛えよう!!

前回は「シットアップ」という動的な腹筋のトレーニング方法をご紹介しました。今回は動的なトレーニングにも静的なトレーニングにも活用できる「サイドエルボーブリッジ」について説明します。

**理想的なボディラインと
内臓の働きを活性化！**

お腹周りには腹直筋や腹横筋などの多くの筋肉があり、これらの筋肉が協力しあって体幹部を支えています。その中には俗に言う「横腹」の箇所にある『腹斜筋』も含まれています。腹斜筋はさらに二種類に分けられていて、「外腹斜筋」と「内腹斜筋」の二つの筋肉が腹壁を作っています。

横腹にコルセットのように巻き付き、体幹を安定させたり、排便を助ける働きを担ったりしているのが内外腹斜筋です。この腹斜筋を鍛えると横腹が引き締まり、ウエストにくびれができる男女に関わらず理想的なボディラインを作ることができます。また、内臓を正常な位置に戻し働きを活性化させることもできます。

ぜひとも生活の中に取り入れてみて下さい。

【サイドエルボーブリッジ】

- ①膝を伸ばして身体を真っ直ぐの状態にして肘を肩の真下について横向きに寝ます。(写真上)
- ②腰を持ち上げ、肩から足までが一直線の状態になったら静止します。(写真下)
- 動的トレーニングの場合
1秒で上げ1秒で下すペースで10回～30回を目安に行います。
- 静的トレーニングの場合
腰を持ち上げた状態を30秒キープします。

基本姿勢



※どちらも休憩を30秒はさみ3回繰り返してみましょう。

全国で活躍する損害保険トータルプランナー出演!



YouTubeで
好評
連続配信中!

「一般社団法人
日本損害保険代理業協会」
にアクセス

既に公開された動画も
YouTubeチャンネル
でご覧いただけます！

保険のプロが47都道府県を
リレー形式で「保険のことば」
をわかりやすく解説します

損害保険トータルプランナーは、保険のプロとして、あなたの近くで日々の安心のために活躍しています。日本代協・各協加盟代理店の信頼が地域の力となり、全国の力になれるよう「言葉でつなぐ信頼のリレー」を通じて、47の保険用語について解説いたします。



保険のことば、
都道府県代協加盟店の『損害保険トータルプランナー』へ
みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。損害保険に関する法律・税務等の知識を基に、コンサルティングに関する知識や業務スキルを修得した保険募集のプロフェッショナルです。

保険の定期検診 ほけんドック 好評受付中！

あんしんの匠 大日の出プランニング

損害保険トータルプランナーやファイナンシャルプランナーがご相談に対応致します

TEL:042-442-3399 FAX:042-442-3397

〒182-0022 東京都調布市国領町3-10-37 1階 <http://www.anshin-takumi.com/>



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の
取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <https://www.nihondaikyo.or.jp/>

